

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
金沢公共職業安定所 第2 駐車場賃借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	所有者	庁舎の慢性的な駐車場不足を解消するためには、別の駐車場の確保が必要不可欠であり、来所者の利便性及び駐車台数30台程度の条件を最適に満たす敷地は当該地のみであり、契約の性質が競争を許すものではなく、会計法29条の3第4項に該当するため。	2,286,720	1,651,200	72.2%	—				
石川労働局労働基準部労災補償課分室 事務室賃借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	一般社団法人 石川県労働者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	平成28年1月から労災補償課分室を同一ビルに設置しているところであるが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃借料が周辺の物価価格よりも同等以下である同建物を選定したところである。 また、仮に移転とした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、原状回復費用等の経費が必要となるため、既存の同施設の継続賃金の方がより経済的であることから、会計法29条の3第4項に該当するため。	4,508,760	3,804,000	84.4%	—				
生涯現役促進地域連携事業委託契約(平成29年度開始分)	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	石川県人材確保・定住推進機構 石川県金沢市石引4-17-1	石川県人材確保・定住推進機構から提出された事業構想提案書について、厚生労働省の選抜・評価委員会により採択されたため、会計法29条の3第4項に基づき随意契約とする。	H29 17,568,000 H30 17,297,000 H31 18,385,000 53,250,000	H29 17,568,000 H30 17,297,000 H31 18,385,000 53,250,000	100.0%	—				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成29年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会 石川県金沢市高岡町7-25	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。 以上により、会計法第29条の3第4項に該当するため。	24,661,000	20,154,000	81.7%	-				
平成29年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	社会福祉法人 こまつ育成会 石川県小松市桜木町96-2	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。 以上により、会計法第29条の3第4項に該当するため。	24,789,000	19,899,000	80.3%	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成29年度 障害者就業・生活支援センター事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	社会福祉法人 徳充会 石川県七尾市青山町ろ22	①「障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の基準に照らして、障害者の就業支援の業務に必要な実施体制、地域における支援ネットワークの構築状況、支援対象者の継続的な確保の見通し、地元自治体の積極的な関与等について委託先として相応しいと判断されること。 ②実施要綱第4の規定により、石川県知事の指定・推薦を受けた団体であること。 ③実施要綱第5の規定により、石川障害者職業センターの意見書により、実施要綱の基準上の地域におけるネットワーク構築がなされていると認められる団体であること。 以上により、会計法第29条の3第4項に該当するため。	14,483,000	14,167,000	97.8%	-				
平成29年度 給与等システムプログラムの使用許諾、ソフトウェアサポート及びハード保守契約	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	コンピュータ・システム(株) 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4-273-3	当該システムプログラム使用許諾権は、開発業者にのみ帰属し、他社に使用許諾を認めることなく、ソフトウェアの所有権、著作権も当該業者に帰属していることから、保守部分のみを他社が行うことが不可能であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,754,136円	1,754,136円	100.0%	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成29年度 高齢者活躍人材育成事業委託契約	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会 石川県金沢市芳斉1-15-15	①「高齢者活躍人材育成事業実施要領」(以下「実施要項」という。)の基準に照らして、当該事業を実施する受託者として、地域高齢者のシルバー派遣を前提とした支援業務に必要な実施体制、支援対象者の継続的な確保の見通し等から、相応しいと判断されるもの。 ②高齢者雇用安定法第42条第1項第3号の規定に基づき、臨時的・短期的・軽易な業務に係る就業に必要な知識・技能の付与を目的とした技能講習は、同法第41条及び第44条により都道府県知事が指定したシルバー人材センター行うこととなり、当シルバー人材センター連合会が県内で指定された唯一の団体であることから、以上により、会計法第29条の3第4項に該当するため。	44,415,000	44,415,000	100.0%	-	公社	都道府県所管	1	
平成29年度 富士ゼロックス製電子複写機等の保守及び消耗品供給契約	石川労働局 支出負担行為担当官 北代 昌巳 石川県金沢市西念3丁目4番1号	平成29年4月3日	富士ゼロックス北陸(株) 石川県金沢市中橋町11-18	再度の入札によっても落札者がなく見積り合わせを実施したことから、予算決算及び会計令第99条の2に基づき随意契約とする。	1,415,180	1,383,726	97.8%	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。